

弁護士法第二十三条の二に基く照会方申出書

当職受任中の事件処理上必要がありますので、弁護士法第二十三条の二第一項に基き、左記事項の照会方願いたく申出を致します。

昭和五六年八月 日

港区赤坂二ノ二ノ二 永田町法曹ビル
事務所 東京合同法律事務所
TEL (586) 3651

申出人氏名：弁護士 菅 原 哲朗



第二東京弁護士会

会長 木戸口久治殿

記

一、受任事件の表示

事件当事者(依頼者の氏名に○印)

○原告 株式会社 早川書房
被告 株式会社 徳間書店

事件件名(番号)

東京地方裁判所昭和五六年(4)第四二一〇号

出版差止等請求事件

二、照会先の名称及び所在地

千代田区霞ヶ関三ノ二ノ二

文化庁(文化庁文化部著作権課)

三、照会を求める事項

1. 徳間書店が著作権法第八八条一項に基づき、文化庁長官に対し出版権の登録(表示番号二〇〇九三)をなした内容。例えば著作物の題号、登録原因及びその発生年月日、登録の目的、出版権の範囲、対価の額又はその支払方法若しくはその支払時期、出版権の存続期間等について。
2. 徳間書店が、前項の出版権登録以外に過去六年間(昭和五〇年から五六まで)においてなした登録の内容。具体的な内容事項は前項と同じ。
3. なお、照会事実の正確性を期するため、各出版権登録申請書の写しを回答に添付されたい。

四、照会を求める事由

本事件において、出版権登録の対抗要件について徳間書店の悪意性が争点となつてゐるものであり、「太陽風交点」の登録経緯及び過去六年間の登録内容をもつて、原告に対抗できない第三者であることを立証するため。